

天の香久山に衣は干さない

—— 萬葉集卷一 28 番歌に対する記紀神話視点からの考察 ——

志 水 義 夫

一、問題の所在

『百人一首』（小倉山莊色紙和歌『十三世紀』）に採られて巷間よく知られた持統天皇御製、

2 春すぎて夏来にけらし 白妙の衣干すてふ天の香久山
が、初出『萬葉集』卷一（八世紀）では、

28 春過而夏来良之 白妙能衣乾有 天之香来山
とあり、

はるすぎてなつきたるらし しろたへのころもほしたり あ
めのかぐやま

と訓ぜられて、両者に相違があることはよく知られている。原典 28 番歌の漢字表記からその相違、とくに四句目の「干すてふ」と「干したり」の解釈は歌の理解に対して大きな問題を提起する。

当座「てふ」は連体形ととらえ、「有」は「たり」と訓じて終止形と理解して問題を提起するが、「てふ（といふ）」が伝聞である以上、初句二句における夏の到来という感慨は、香具山（以

下、引用を除きカグヤマは「香具山」の表記をとる）によってもたらされる構造となる。だから「香具山に衣を干す」という知識を前提とし、二句目の助動詞「らし」の推定の根拠とし、「香具山を望んで夏の到来を詠んだ歌」という虚構的表現世界を作る。『小倉百人一首』の本文は中世和歌として観念的に天の香具山を詠んだ作品として理解するのがいいということだ。

一方、「有」を「たり」と訓じた場合——古訓は「さらせり」（寛永板本等）だが岸本[88]に従う——、28 番歌は二句と四句で切れ、結句「天之香来山」は初句二句の表現世界と三句四句の表現世界とを総括する機能を持つことになる。だから実景——香具山に干された衣を見て得られた感慨——として詠まれている歌ではない可能性が高い。三・四句と結句とを倒置法とする解釈、すなわち「天の香具山（に）衣干したり」という読みも「香具山に衣を干す」ということが前提となった解釈だといえ、28 番歌の表現からこれを保証できるものはない。極言すれば 28 番歌を香具山に干された衣を見ての歌とするのは、中世の訓みを前提として 28

番歌を解釈する姿勢であるということもできるだろう。

よって28番歌を、

A 春過ぎて夏来るらし…季節の到来（推定）

B 白妙の衣干したり…生活周期による実感（根拠）

C 天の香具山 ……AとBとの接点（総括）

と構造化して解釈した場合、右が成り立つために検討すべき事項は、「といふ」が連体形であること、「有」がタリと訓めること（タルではないこと）、「香具山に衣を干す」事実があり得るか、の三点になる。

「乾有」は、「干^ほしたり」と訓まれるのが今は一般的だが、『萬葉集僻案抄（中）』（荷田春満）で「干したる」の訓が提案された。同書の写本を有していた岸本由豆流（城崎2006）は『萬葉集考証』（岸本1888）では「干したり」としている。

萬葉集で「有」字に助詞テに補助動詞アリを接続させタリとその活用諸形で訓ずる歌は数多いが、全二十巻という大きな枠組みの中で終止形と連用形に限れば、『萬葉集総索引』（底本、寛永板本）では終止形で13例、連体形で64例を採る。ただ、圧倒的に当該28番歌以降の用例が多く、巻一、二に限れば終止形4例、連体形5例にすぎない。さらに巻一に限れば終止形は28番歌1例、連体形は3例（29・33・79番歌）となる。連体形で訓む傾向にあるが、萬葉集の初期的形態といわれる巻一「藤原宮御宇天皇代」まで（中西1964・伊藤1988）ならば、28番歌と29番、所謂「柿本人麻呂の近江荒都歌」とそれに続く33番、高市古人（一云黒人）の「感傷近江舊堵作歌二首」の中にしか見られない（32番歌に已然

形「有」が見られる）。なお、仮字表記アリ・アルは巻二相聞の95番、藤原鎌足の「安見児得たり」の歌に「多利」がある他は巻五以降に見られる。

いうまでもなく表記を扱う場合には、その書記時点と作歌時点との時間的距離が問題になるが、平城遷都直後の書記テキストとして伝来している古事記の「有」字の使用例（動詞として漢文型の文を構築している）を鑑みて、その距離に関する考察にまで踏み込むことはしない（古事記の文字列の成立時点は問題となるが、志水²²の通り天武天皇時代以前——「帝王日継及先代旧辞」——「稗田阿礼所誦勅語旧辞」の用字を踏襲——と考える）。

あらためて28番歌の「有」について確認しておこう。前後の文字列は、

衣乾有天之香来山

である。末句は「アマ（メ）ノカクヤマ」の七音で確定されるので、「有」は句末にあることとなり、「乾」を字義的に動詞と判断すれば補助動詞もしくは助動詞と解釈しなくてはならない。

「乾」字は萬葉集の中では「ふ」（自動詞—終止形）と訓ずべき用法が多く（159・703・999・1671・1995・2849・2857）、ヒの訓仮名にも281番「咲酢左乾垂²⁴⁶⁵」さきすさびたる²⁴⁶⁵、2465番「浦乾来²⁴⁶⁵」うらぶれにけり²⁴⁶⁵と用いられており、カワクの例も1186番「雖干跡不乾²⁴⁶⁵」ほせどかわかず²⁴⁶⁵となくはないが、フを基準とする訓が一般的であり、28番歌のホスの訓に問題はない。

「有」字は、先述の通りタリ・タルと訓まれているのが巻一に——28番歌以外は——連体形で次の三例（寛永板本）、

春草の 茂生有 霞立つ 春日の霧れる〔或云 霞立つ 春日か霧れる 夏草か 繁く成ぬる〕 百礪城の 大宮處 見れば悲しも

荒有京 見れば悲しも

我宿有 衣の上ゆ

がある。ラ変動詞の用字例としてはほかに、2番歌の「村山有等」^{〔5〕} 5番歌の「大夫と 念有我も」・「客尔之有者」^{〔16〕} 6番歌の「不喧有之 鳥も来鳴ぬ 不開有之 花もさけれど」^{〔18〕} 8番歌の「雲だにも 情有南畝 かくさふべしや」^{〔21〕} 9番歌の「尔苦久有者 人婦故に」^{〔23〕} 10番歌の「白水郎有哉 いらこのしまの」^{〔29〕} 11番歌に「天離る 夷者雖有 石走る 淡海國の」^{〔30〕} 12番歌の「雖幸有 大宮人の 船ましかねつ」^{〔31〕} 13番歌の「古人に和礼有哉」^{〔47〕} 14番歌の「真草茹 荒野者雖有」^{〔50〕} 15番歌の「天地も 縁而有許曹」^{〔51〕} 「神随尔有之」^{〔67〕} 16番歌の「不所聞有世者」^{〔68〕} 17番歌の「美津能濱尔有忘貝 家尔有妹乎」^{〔73〕} 18番歌の「倭有 吾松椿 不吹有勿勤」^{〔75〕} 19番歌の「妹毛有勿久尔」とアラ・アリ・アル・アレ・ナラ・ナル・ナレなどと訓まれる。

要するに終止形か連体形か、断定はできない。

よって以下萬葉集28番歌単体を考察するにあたり中世の「てふ」については措き、「有」の訓は終止形を前提とし、必ずしも「天の香具山に衣が干されている」とは読めないと考え、「天の香具山」の性格を検討することに集中し、この語が結句として機能する条件について一案を呈する。

二、天の香具山

一首を総括する28番歌の結句が「天之香来山」である必然性はどう考察されてきたのか、近いところでは大濱2008が萬葉集中の「天の香具山」の用例、当該歌を含む5例に伊予国風土記逸文の「天山」のエピソードを挙げて、岩下1999を紹介しつつ、聖なる山「天の香具山」に「衣」が「乾」されていることを根拠とした、統治者持続のことさらなる言表として、当該歌に定位されている。

大濱2008は、詠歌の場所を求めるために「香具山のへ西斜面もしくは北西斜面」に「衣」を「乾」したりするだろうか」と問い、結果、南を是として飛鳥浄見原宮からの実景と解釈する。

大濱2008の紹介する岩下1999は、地名や場所で末句を納める歌例当該歌を含めた十三首の中の七首（4・9・14・35・245・281・295から、土地誉めとしての性格を導き、当該歌の「天の香具山」にも「天上の神話世界に通ずる聖山」とする。

ここで例証とされた七首の中、四首が巻一の歌であり、14番歌の「印南国原」の場所名が背後に土地の伝承をもっていること、35番歌^{〔3〕}も亡き夫君、日並斯皇子尊を偲ぶ阿閑皇女の歌として彼女の彼との妹背の物語を山の名の背後に浮上させ得ることを見れば、当該歌を含めて、巻一の時代の歌のへお約束（共有される知）^{〔3〕}（志水2017）として、「天の香具山」の背後に神話世界を見出す岩下2003の見解は是認できる。だからこそ神話世界とのつな

がりを意味する「天」(志水2016)が冠されての詠として成立する歌なのだといえる。14番歌の本編13番歌⁴が単に「香具山は」と詠われるのは、それが地上に視認できる山そのものを扱っているからだ⁵と、使い分けを見出すこともできよう。

そこで舒明天皇の香具山での国見歌(2番歌⁵)での「天の香具山」についても関心がもたれるのは当然で、やはり岩下1989では川口1977や岩下1986を紹介しつつ「天の香具山」という表現に「高天原神話の聖山」という属性を確認する。ここに立脚して独立した結句としての当該歌での「天の香具山」の機能を2番歌を起点に以下のように考える。

三、宇宙空間ヤマト

2番歌は「村山有等」の訓が揺れるけれども鉄野2008に従い「群山ありと」を支持し、この御製歌では、天皇が山々を「とりよろふ」——この語の意味する概念の探索は措く——た「高天原神話の聖山」に登り「国原」・「海原」で構成される支配領域「あきつ島 やまとの国(蜻嶋 八間跡能國)」を誉めていると考える。

まず注目したいのは支配領域ヤマトが古事記に見られる「倭」でなく——「大和」の表記は八世紀後半の成立——初句では「山常」、末句では「八間跡」と仮字表記(≡音声指事)されていることだ。ヤマトの表記を巻一でたどれば、1番・雄略天皇御製の「山跡」、2番・舒明天皇御製の右二種、29番・近江荒都歌の「倭」(本伝・異伝)、既出阿閑皇女の35番歌での「倭」、44番・伊

勢行幸従駕歌(石上大臣詠)の「日本」、52番・藤原宮御井歌の「日本」(「日本乃青香具山」)、63番・山上憶良在唐望郷歌の「日本」、64番・慶雲三年難波行幸従駕歌(志貴皇子詠)の「倭」、慶雲三年吉野行幸従駕歌(高市黑人詠)の「倭」、71番・難波行幸歌(忍坂部乙麻呂詠)の「倭」、73番・難波行幸歌(長皇子詠)の「倭」となり、配列を時系列的に把握すれば、オホキミ(天皇)の支配領域を示す1番歌から63番歌までのヤマトの表記は仮字から訓字「倭」、「日本」へと変化しているように見える。

64番歌以下は歌の配列上「倭」にもどるが、これらはオホキミの支配領域ではなく支配領域内の一地域を指すもの(小地名)としての表現だ。

巻二においても近江大津宮代の71番歌は「山跡」、藤原宮御宇代の105番歌は「倭」(小地名)、巻三の柿本人麻呂の羈旅八首の一つ、225番歌で「倭」(小地名)が用いられ、支配領域としては高橋虫麻呂歌集出歌の富士山を詠む319番歌で「山跡」(「日本之山跡国」)が認められるので、巻一とあわせヤマトの表記として「倭」から「日本」へ変化したことが確認できる。なお巻三には人麻呂詠の303番歌に「山跡鳴根」の用例もあるが、これは瀬戸内海上から東を見た景として、本州(古事記風にいえば「大倭豊秋津嶋」)を呼称している。

次に、2番歌は御製であるが、巻一には「御製」として1・2・8(左注)・10(左注)・25・27・28・74(左注)・76・78(異伝)番歌があり、巻二には天武天皇挽歌の160・161番歌が見られる。「御製」と指示概念が重なる「大御歌」「御歌」として7番

歌左注、中皇命の10・12番歌・額田王の「近江遷都歌」17・18番歌の左注、蒲生野の唱和歌の21番「皇太子御歌」（皇太子はのちの天武天皇と注される）があり、以降、題詞では長皇子など皇子女の詠に「御歌」が用いられるようになる。

卷二相聞では天智天皇詠91番歌と天武天皇詠103番歌に「御歌」が題詞で用いられ、挽歌では持統天皇詠162番歌に用いられている。ここにも使用変化の傾向として「御歌」が御製歌から皇子女の詠を指すように移行しているように見える。とらえかえせば「御歌」が「御製」の登場で使用対象が格下げされているとみることができるだろう。

持統天皇の時代までのオオキミの詠として代作歌も含んで見渡すと、卷一では明確に天皇詠として題詞に「御製」とある1・2・25・27・28番歌が雄略・舒明・天武・持統天皇を詠者とし、所謂「代作」とされる8・10番はどちらも額田王作とされながら斉明・天智天皇の詠としての伝承を持つ。要するに古事記でも活躍する雄略天皇は別として、あとは天武天皇を核とし、古事記にも名だけ示される父の舒明天皇と妃の持統天皇とに「御製」が用いられ、母と兄とに「大御歌」「御歌」が用いられていることになる。

この中で先のヤマトとかかわるのが17番歌である。

17番歌は、近江に下る際の歌として「三輪山を見る」ことを主題として詠まれた歌だが、いうまでもなく三輪山は「御諸山」の呼称とともに、大國主神と国造りをした大物主神の坐す山として古事記・日本書紀神代卷に伝えられており、同時に山麓には巻向

遺跡という古墳時代の王都規模の遺跡を有するところで、なおかつ付近一帯の地名としてヤマトを今に残す。左注が近江遷都Ⅱ明日香棄京という場を補い「大御歌」とするところに、支配領域の中心としての三輪山を見出せることは先学の指摘を俟つまでもない（北條²⁰）の指摘するように三輪山を含む龍王山一帯を聖域ととらえることができる。そこに「ヤマト」という国号の成立基盤を置くことができるだろう。この国号は八世紀に「大養徳」と表記されるほど不変であり「日本」と漢字表記されても「耶麻騰」と訓むべき注が施されるほど強固な国号である。

その語義について、本居宣長をはじめとする国学者は「山門」つまり「山の入り口」、「山の麓」を称して自分たちの国の名としたのだと考えた（清原宣賢や垂加翁山崎闇斎の説は煩瑣になるので紹介しない）。宣長²¹は「やまと」について古事記や日本書紀などでの用いられ方を調べ上げ、もともとは今の奈良県内の一地域の地名だったものが、日本列島全体（「大八洲」²²）の名称に広がったものとし、

萬葉考の一つの考へに、此の国は四方みな山門より出入れば、山門の国と名を負へるなりと有りて、そのよし、委くしるされり。此の説ぞ宜しかるべき。

と師の賀茂真淵の説を引いて、賛意を示した上で、「ヤマ」は「山」でよいと追確認し、「ト」の考察に進み次の三つの説を挙げている。

イ、山処²³説
ロ、山つ富²⁴（秀）説——ツホの音がトになったと考える。

ハ、山虚説——ウツのウが脱落し、ツがトに転訛したものと考える。

いずれにせよ「山に取り巻かれた地」という基本線はかわらず、その結果として真淵の「山門」説に帰着するのだが、いまは「耶麻騰」の「騰」が乙類のトであり、「門」が甲類であるところから乙類のトである「処」と考えるのが穏やかだろう。ヤマトの名称が、山に囲まれた大八洲内の景観に由来するもので、かつ、山には神々が宿ると考えられていたこと、その神が国土・世の中心の成立（いま、ここに在るという意味での「成立」）に不可欠であること（古事記も日本書紀も三輪山山麓磯城の地に宮を設けた崇神天皇の代に三輪山の神の王権による祭祀の由来を語り、日本書紀では「御肇国天皇」の名を、古事記では「所知初国之御真木天皇」の名を諡る）が、17番歌が「三輪山を見る」ことを遷都廃京の歌の主題とする作品環境なのだと考えることができる。

四、日本誕生

ヤマトの国がすでに一世紀時点で「倭」という字を得ていた事實は志賀島金印「漢委那國王」で確認でき、古事記も「倭」字を充てているが、続日本紀慶雲元年（704）七月条に「日本国使」「大倭国」の例が見え、かつ諡号を除けば「日本」の用例はこの記事が初見であること、養老四年（720）に「日本紀」＝日本書紀が完成し今に写本で伝来していること、続日本紀では小地名のヤマトは「倭」のままであること（例えば「大倭守」等の用例）から律令制構築にとまない国号として「日本」の漢字表記が採用さ

れ、かつ音声上はヤマトという国号を温存していたことが確認されるので、現在の国号周辺に関する周知の諸説（紹介省略）は大概的に是認することができる。

国号「倭」から「日本」への流れは古事記と神代巻の国家由来の物語によっても保証される。

「漢委那國王」以来「倭（委）」と表記されていたヤマトの国は、巻向遺跡を埼玉県稲荷山鉄剣銘文の「斯鬼宮」を介在させて古事記・日本書紀の「磯城（師木）宮」（崇神・垂仁天皇の宮。ほかに「纏向日代宮」の景行天皇、「初瀬朝倉宮」の雄略天皇の宮が磯城地域に置かれたと伝える）に比定すれば、古事記・日本書紀等の説話的伝承から三輪山の神とのつながりを見ることは容易で、すなわち王都と山の神とのつながりにヤマト（山処）の国号の立脚点を見出せる。これを古墳時代すなわち前律令制時代の世界観とするならば、律令制下でヤマトに「日本」の表記が用いられたところには、同様に古事記・日本書紀の中の物語との国家の根本レベルでの世界観次元でのつながりを見出さねばならない。

便宜上、それを古事記で見るとすれば、御真木天皇（崇神天皇）の時代に三輪山の神の祭祀と「天下太平」とが結びつけられ「所知初国之」が冠されているのは、古墳時代のヤマトの王権の由来を語るに等しい。日本書紀巻五（崇神天皇卷十二年条）が「御肇国」とするのも字義的に同じメッセージを持つ。そして古事記・日本書紀ともに御真木天皇以前に第二代天皇から第九代天皇まで、歴史的物語を持たない所謂「欠史八代」が置かれるのは、そ

こに時間的断層が置かれていることと同意であり、高崎¹⁹⁶がいうようにこの間に長い時間が横たわっていることを系譜という様式で表現しているのだと理合できる（志水2013・2015）。

この時間的断層を境に、それ以前の古事記上巻と神武天皇代の記事また日本書紀神代卷（卷一・卷二）・卷三は、端的にいつて国土・国体・天皇の起源を語り、当代（八世紀以降）の国体（世界観）を保証する言説と位置づけられる。そして三輪山の神に對して古事記は親しく、日本書紀は遠い。顕著なのは初代天皇以下三代の系譜で、古事記が三輪の大物主神の子と三輪山麓の師木（磯城）の県主を出自とする女性とを妃とするよう伝えるのに對し、日本書紀は事代主神の子を前面に出す（大物主神は注記にとどまる）。対応してヤマトを「倭」と書く古事記は上巻において、三輪山（御諸山）の神を大國主神と國造りをした神と位置づけ、所謂「出雲神話」で大國主神の誕生とその國造りの物語を本編本文として記録する。一方、日本書紀では大國主神の「出雲神話」は注記にとどめられ、「大國主神」の名称も採られず「大己貴神」の名称が用いられている。「日本」書紀は三輪山の神を遠ざけているといえる。

さらに日本書紀では「天皇」の由来を説く卷三で、王権を確立させる（物語上はヤマト地域平定戰の勝利）条件に「天香山の埴」を用いて神を祭ることが挙げられている。これは夢を介在させた天神からの「訓」であるが、ここで神祭りの祭具の素材を提供する場として登場する「天香山」は卷一でも神祭り——神を呼びだす行為（勧請）——の素材提供の場として置かれている。そ

してここで呼び出される神が天照大神＝日神である。「天照大神」は「日神」の号の一つとされるので「日」を属性としていることになるが、いいかえれば「日」を神格化したうえで人格を与えたときの呼称が「天照大神」だということになるう。

天照大神の子孫が初代天皇であり、その呼び出しに用いられた鏡が皇位のレガリアとなる神代卷の構想は古事記でも見られるが、近くは神野志²⁰⁰などが強く主張するように神代卷と古事記と世界観の構想には位相があり、古事記の場合は、冒頭で「高天原」を提示し、天神からの「言依^{コトヨサ}」で生み出された国土に天神御子が降臨する物語によって天皇による「治天下」が保証される。古事記は「天―天下」という概念を強く打ち出しているのだが、古事記が天照大御神を「日神」とは表現しないのに對し、神代卷が天照大神を「日神」と明言するところに日本書紀の世界観として「日本」という概念を構成しようとしていることがうかがえる。すなわち古事記と對照させれば明白になるが、（天（記）／日（紀）―下（記）／本（紀））となり、へより高次な世界の存在によって成り立つこの世」という根本的発想を同じくしつつ、「日本」という国号には、「神格化された日のもとにある国土に立つ帝國」としての名乗りを見いだせる。

五、御宇する宇宙軸

このとき萬葉集卷一が、28番歌を「藤原宮御宇天皇代」の歌として「高天原廣野姫天皇、元年丁亥十一年讓位輕太子、尊号曰太上天皇」という注記を入れている点に注意したい。

周知のように持統天皇の諡号は続日本紀の「大倭根子広野姫」と日本書紀の「高天原広野姫」とで異なり、前者から後者への変更があったとみられるが、これは同時に高天原が治天下を保証する古事記の価値観と基盤を同じくすることを明らかにする処置だと考えてよい。変更箇所すなわち「オホヤマトネコ（大倭根子）」は支配領域ヤマト（山処）十根子（字義通りに解釈する）が「広野姫」の属性を規定する——「大倭の根源である」広野姫——が、日神を主神とする天神の住まう「高天原」を冠することによって「広野姫天皇」は天下に「日本」を治める存在すなわち「高き天の原の広野の姫」である「天皇」として神話的に位置づけられる。そのような存在の御製の中に「天の香具山」の句は顕われる。この「天の香具山」が単なる実景を超越し、日本書紀卷三の建国伝承を踏まえれば——壬申年の戦いで、大海人皇子側陣営は神日本磐余彦の陵への祭祀を行ったという（日本書紀卷二十九）——「神話世界に通じる聖山」どころか「天下の宇宙軸」そのものを詠みこんでいるのだとまでいい。「この河下に青葉のごとき山は、山に見えて山にあらず、もして出雲の石垣のその宮に坐す、葦原のしこ男の大神をもちいつく祝の天庭か」というのは古事記の中のものいわぬ御子（本牟智和氣御子）の発した言葉だが、「山」の実景を神話的景観に転換する言語力の発動をここに類例として確認することができる。

小括

つまり28番歌において、「御製」という「天皇」の発する言語

空間が、実景としてある山を神話空間にある宇宙軸に転換させる現場を古事記・日本書紀から導くことができる。いいかえればこの「御製」は神話空間の上に成り立つ歌なのである。ここを結句として前置されるのは、初句二句で春から夏へという天体の運行によって生じる時間の順行、三句四句で衣を干すという人間の営みの順行の二つである。自然と人為の瞬間の姿を挙げて天下の順行を宇宙軸をもって結びつける「御製」が28番歌なのだ。

この次元に至れば、天の香具山に衣を干す干さないは問うに値しない。だが、一点右に説き残したことを補足すれば、古事記でも日本書紀でも、天の香具山は、變なり樹なり埴なり、祭祀の具材を提供する山である。山そのものが信仰対象となっているわけではない。ヤマトが山に神を宿らせると比べて「聖山」としての性格そのものに違いがみられる。この点で天の香具山に衣を干すことも考えられるが、變なり樹なり埴なりが天の香具山本体の、根を張っていることも含めて、本体の一部であることに對して干された衣は香具山本体との結びつきはないことをもって、天の香具山に衣は干さない（干す必要はない）と考えていいだろう。むしろ、神宿る山そのものへの神話的依拠をもたない天の香具山は、だからこそ2番歌で天皇が登ることができている——三輪山の神を捕らえさせた雄略天皇のエピソードを想起すればいい——ことは、天神御子以来の「天皇」の座にある者を山の神性より上位におき、かつ日本書紀卷三に依って治天下の権利を保証（または提供）する地としての性格を天の香具山に持たせたとき、この山に登り国ぼめをする天皇の位置をうかがわせる。だから天

の香具山は「聖山」というより高天原と天下とを結ぶ「宇宙軸」と考えたのである。

以上、『萬葉集』巻一の28番歌の構造について、

A 春過ぎて夏来るらし…季節の到来（推定）

B 白妙の衣干したり…生活周期による実感（根拠）

C 天の香具山 ……AとBとの接点（総括）

と解釈し、右が成り立つために検討すべき事項として「天の香具山」という語を成立させる神話的世界観を古事記・日本書紀神代巻および巻三の叙述と、ヤマトという国号とその表記の「倭」から「日本」への変遷とをからめて案じてみた。

付記

平成の御代が終わる。東海大学文学部日本文学科は昭和四十年に創設されたが、そのはじまりの頃に入學し、以来、日本文学科とともに昭和・平成を歩まれた鍛冶光雄先生が退職される。その間、学生また同僚に対して示された教員としての姿勢は尊く敬って限らない。どれだけ先生のやさしさに甘えてきたのかと、同僚として後輩として、思う。右の『小倉百人一首』ゆかりの一文一考をもつて恩恵に謝して献じ、長年のおつとめをいたわりたい。

おつかれさまでした、ありがとうございます、
鍛冶先生。

Comment

- (1) 香具山と耳成山とあひしとき 立ちて見に來し印南国原
- (2) 上岡里本林田里。土、中下。出雲國阿菩大神、聞大倭國畝火・香山・耳梨三山相闢、此欲諫止、上來之時、到於此處、乃聞闢止、覆其所乘之船而坐之。故、號神阜。々形似覆。（播磨國風土記）
- (3) 藤原宮御宇天皇代（高天原廣野姬天皇。元年丁亥十一年讓位輕太子。尊号曰、太上天皇）
越勢能山時、阿閉皇女御作歌
これやこの倭^{やまと}にしては我が恋ふる紀路にありといふ名に負ふ背の山
- (4) 後岡本宮御宇天皇代（天豐財重日足姬天皇、後即位後岡本宮）
中大兄（近江宮御宇天皇）三山歌
香具山は畝傍を愛しと 耳成と 相争ひき 神代より かくにあるらし 古も しかにあれこそ うつせみも 妻を争ふらしき
- (5) 高市岡本宮御宇天皇代（息長足日広額天皇）
天皇、登香具山望國之時御製歌
やまとは 群山ありと とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海原は 鷗立ち立つ うまし国ぞ あきつ島 やまとの国は
名ぐはしき印南の海の沖つ波 千重に隠りぬ やまと島根は（柿本朝臣人麻呂下筑紫国時海路作歌）
- (6) 近江大津宮御宇天皇代（天命開別天皇。諡曰、天智天皇）
- (7)

額田王、下_二近江國_一時作歌、井戸王即和歌

味酒 三輪の山 あをによし 奈良の山の 山の際に い隠るまで 道の隈 い積もるまでに つばらにも 見つつ行かむを しばしばも 見放けむ山を 心なく 雲の 隠さふべしや

反歌

三輪山をしかも隠すか雲だにも心あらなも隠さふべしや

右二首歌、山上憶良大夫類聚歌林曰、遷都近江國時、

御覽_二三輪山_一御歌焉。日本書紀曰、六年丙寅春三月辛酉朔、己卯、遷都于近江。

綜麻形の林のさきのさ野榛の衣に付くなす目につく吾が背

右一首歌、今案不_レ似_二和歌_一。但、舊本載_二于此_一。故

以猶載焉。

(8)

丙寅。改_二大倭國_一、爲_二大養德國_一。(統日本紀天平九年十二月二十七日条)

(9)

日本、此云耶麻騰。下皆効此。(日本書紀神代卷上)

(10)

七月甲申朔。正四位下栗田朝臣真人自_二唐國_一至。初至唐時、有_レ人來問曰「何處使人」。答曰「日本國使」。我使反問曰「此是何州界」。答曰「是大周楚州塩城縣界也」。更問「先是大唐。今稱_二大周_一。國號緣_レ何改稱」。答曰「永淳二年、天皇大帝崩。皇太后登_レ位。稱號_二聖神皇帝_一。國號_二大周_一」。問答畧了。唐人謂_二我使_一曰「亟聞、海東有_二大倭國_一。謂_二之君子國_一。人民豐樂。禮義敦行。今看_二使人_一。儀容大淨。豈不_レ信乎。語畢而去。

(11)

尔、天下太平、人民富榮。於是、初令_レ貢_二男弓端之調、女手末之調_一。故、称_二其御世_一、謂_二所知初國之御真木天皇_一也。秋九月甲辰朔。己丑、始校_二人民_一、更科_二調役_一。此謂_二男之弭調、女之手末調_一也。是以、天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成。家給人足、天下太平矣。故、称謂_二御肇國天皇_一也。

(12)

(13)

神倭伊波礼毘古命(自伊下五字以音)(略)坐_二畝火之白檮原宮_一、治_二天下_一也。故、坐_二日向時_一、娶_二阿多之小椅君妹、名阿比良比壳_一(自阿以下五字以音)生子、多藝志美美命、次、岐須美美命、二柱坐也。然、更求下為_二大后_一之美人上時、大久米命曰「此間、有_二媛女_一。是謂_二神御子_一。其所_二以謂_二神御子_一者、三嶋湊咋之女、名勢夜陀多良比壳、其容姿麗美。故、美和之大物主神見感而、(略)即、娶_二其美人_一生子、名謂富登多多良伊須須岐比壳命。亦名謂比壳多多良伊須氣余理比壳(是者、惡_二其富登云事_一、後改_二名者也_一)。故、是以謂_二神御子_一也。(略)神沼河耳命、坐_二葛城高岡宮_一、治_二天下_一也。此天皇、娶_二師木巢主之祖、河俣毘壳_一、生御子、師木津日子玉手見命(一柱)。天皇御年、肆拾伍歲。御陵在_二衡田岡_一也。師木津日子玉手見命、坐_二片塩浮穴宮_一、治_二天下_一也。此天皇、娶_二河俣毘壳之兄、巢主波延之女、阿久斗比壳_一、生御子、常根津日子伊呂泥命(自伊下三字以音)。次、大倭日子鉏友命。次、師木津日子命。(略)天皇御年、肆拾玖歲。御陵在_二畝火山之美富登_一也。大倭日子鉏友命、坐_二輕之境岡宮_一、治_二天下_一也。此天皇、娶_二師木巢主之祖、賦登麻和訶比

壳命、亦名飯日比壳命、生御子、御真津日子訶惠志泥命〔自訶下四字以音〕。次、当藝志比古命〔二柱〕。故、御真津日子訶惠志泥命者、治天下也。次、当藝志比古命者〔血沼之別・多遲麻之竹別・葦井之稻置之祖〕。天皇御年、肆拾伍歲。御陵在畝火山之真名子谷上^一也。

(14)

神淳名川耳天皇、神日本磐余彥天皇第三子也。母曰媛蹈輔五十鈴媛命。事代主神之大女也。〔綏靖天皇卷〕／磯城津彥玉手看天皇、神淳名川耳天皇太子也。母曰五十鈴依媛命。事代主神之少女也。〔懿德天皇卷〕／大日本彥相友天皇、磯城津彥玉手看天皇第二子也。母曰淳名底仲媛命。事代主神孫、鴨王女也。〔安寧天皇卷〕

(15)

是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、「宜取天香山社中土」〔香山、此云、介遇夜摩〕、以造天平瓮八十枚〔平瓮、此云、毘羅介〕并造嚴瓮、而敬祭天神地祇〔嚴瓮、此云、怡途背〕亦爲嚴呪詛。如此、則虜自平伏〔嚴呪詛、此云、怡途能伽辭離〕。天皇祇承夢訓、依以將行。時弟猾又奏曰「倭國磯城邑、有磯城八十梟帥。又、高尾張邑〔或本云、葛城邑也〕有赤銅八十梟帥。此類、皆欲与天皇距戰上。臣、竊爲天皇憂之。宜今当取天香山土、以造天平瓮、而祭天社國社之神上。然後擊虜。則易除也」。天皇、既以夢辭爲吉兆。及聞弟猾之言、益喜於懷。乃使椎根津彥、著弊衣服及蓑笠、爲老父貌、又使弟猾被箕、爲老嫗貌、而勅之曰「宜汝二人、到天香山、潛取其顛土、而可來旋上矣。基業成否、当以汝爲占。努力慎歟」。

〔略〕二人得至其山、取土來歸。於是、天皇甚悅、乃以此土、造作八十平瓮・天手挾八十枚〔手挾、此云多衢餌離〕・嚴瓮、而陟于丹生川上、用祭天神地祇。〔日本書紀卷二〕

(16)

于時、八十萬神、會於天安河邊、計其可禱之方。故、思兼神、深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神、立磐戶之側、而中臣連遠祖天兒屋命・忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇真坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、〔一云、真經津鏡〕下枝懸青和幣〔和幣、此云尼根底〕・白和幣、相與致其祈禱焉。又媛女君遠祖天鈿女命、則手持茅繩之稍、立於天石窟戶之前、巧作俳優。亦以天香山之真坂樹爲憂、以蘿〔蘿、此云比叺礙〕爲手繩〔手繩、此云多須枳〕、而火處燒、覆槽置〔覆槽、此云于該〕、顯神明之憑談〔顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨〕。〔日本書紀卷一神代上 正伝〕

(17)

日神。號大日靈貴〔大日靈貴、此云於保比屢咩能武智。靈音力丁反。一書云、天照大神。一書云、天照大日靈尊〕。是於河下、如青葉山者、見山非山。若坐出雲之石砌之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎〔古事記中卷、垂仁天皇段〕

(18)

伊藤1958 伊藤博「編者の意図」『國語國文』二九〇号→『萬葉集の構造と成立 上—古代和歌史研究1』（塙書房1972）

Reference

伊藤1958 伊藤博「編者の意図」『國語國文』二九〇号→『萬葉集の構造と成立 上—古代和歌史研究1』（塙書房1972）

岩下1990 岩下武彦「人麻呂の枕詞試論」『日本上代文学論集』(塙書房) ↓ 岩下武彦『柿本人麻呂作品研究序説』(若草書房2015)。

岩下1999 岩下武彦「持統天皇の香具山の歌」平成十一年『セミナール万葉の歌人と作品』第一卷(和泉書店)。

大濱2008 大濱眞幸「持統天皇御製歌僻案——「春過ぎて夏来るらし」をめぐる——」『國文學』92 (関西大学レポジトリ)。川口1977 川口勝康「舒明御製と国見歌の源流」『万葉集を学ぶ第一集』(有斐閣選書)。

岸本1988 岸本由豆流『萬葉集考証』(国立国会図書館デジタルコレクション公開画像)

神野志3008 神野志隆光「古事記の世界観」(吉川弘文館)

志水2013 志水義夫「太安万侶の仕事」『古事記生成の研究』(おうふう)

志水2015 志水義夫『マンガでわかる古事記』(池田書店)

志水2016 志水義夫「古事記本編冒頭一字の訓義——「天」の概念——」

『鈴屋学会報』第三十三号

志水2017 志水義夫『魔法少女まどか☆マギカ講義録——メディアア文藝への招待——』新典社新書71。

城崎2006 「東丸神社蔵『万葉集僻案抄』にみる春満の注釈姿勢——『万葉集童子問』から『万葉集僻案抄』へ——」『新編荷田春満全集 第五卷万葉集下』(おうふう)。

高崎1964 高崎正秀「皇統譜の研究序説」『國學院大學紀要』 ↓ 『高崎正秀著作集第一卷「神剣考」』(桜楓社) 1971。

鉄野1999 鉄野昌弘「舒明天皇の望国歌」平成十一年『セミナー万葉の歌人と作品』第一卷(和泉書店)。

中西1964 中西進「原万葉——巻一の追補——」『美夫君志』第七号 ↓ 『中西進万葉論集』第六卷(講談社1995)。

北條2018 北條芳隆「古事記と景観・天文学考古」古事記学会平成三十年度大会公開公演会(六月九日、東海大学高輪校舎) 本居1787 本居宣長『國號考』(書林 柏屋兵助・錢屋利兵衛)

Text

萬葉集 寛永板本『萬葉集』(私家蔵) —— 左注訓点志水

古事記 度會延佳『鼈頭古事記』(私家蔵) —— 訓点志水

日本書紀 寛文九年板系版本(私家蔵) —— 訓点志水

(いずれも他本で適宜校訂してある。また電子化にともない一部字体の変更も行っている。)

(しみづ・よしを 本学教授)